

第 13 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 7 年 1 月 7 日 午後 3 時 06 分から
 開催場所：福津市役所別館ホール
 出席者：農業委員 10 名、推進委員 10 名、事務局 2 名
 欠席者：農業委員 1 名
 議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 13 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、農業委員 1 名欠席で 10 名の出席です。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	〈会長挨拶〉
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、9 番、10 番の委員をお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 89 号から日程第 8 議案第 96 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げをお願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。 それでは、日程第 1 議案第 89 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	譲受人は久山町で花卉農家兼造園業を行われております。譲渡人がお客として、譲受人と知り合った際、管理が難しくなってきた農地を売買されることになったようです。山の斜面の勾配がある畑で、地域の区長、農事区長と立会い、説明を受けております。
事務局	申請地では整地された後、椿を栽培されるとのことでした。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手を

事務局 担当委員	お願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第 1 議案第 89 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。 <議案朗読> 譲受人は、15 年ほど前から農業を営まれており、多品目の栽培をされ直売所等で農産物の販売をされております。しっかりと営農されている譲受人と譲渡人との売買が成立したようです。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第 1 議案第 89 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 3 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 11 月に審議した議案第 70 号番号 3 の申請漏れとのことでした。 現地を確認しました。前回申請された畑の一部です。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第 1 議案第 89 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 4 について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 譲受人は上西郷地区に多く農地を持たれ、精力的に農業を営まれております。申請地は譲受人の実家と隣接しており、住居からも近く利便性良く耕作することができます。育苗や季節野菜の栽培をされます。
議長 事務局	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第 1 議案第 89 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 5 について、事務局の提案をお願いします。 <議案朗読>

担当委員 議長	父親からの生前贈与です。譲受人は専業で農業を営まれております。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 それでは、日程第2議案第90号農地法第5条の規定による許可申請の番号1について、事務局の提案をお願いします。
事務局 担当委員	<議案朗読> 譲受人は不動産業をされており、一面を砂利敷きされ有料駐車場を作られます。用地の中にある水路は、以前は上流にため池があり、水路がありましたが道路拡張工事で分断され、現在は水利としての機能はありませんが、既存の側溝を利用され、雨水を土管を通して南側の道路側溝へ排水されます。地元区長、農事区長に許可を得、近隣の方にも説明されております。
事務局	土地代、整地費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。半数以上の契約見込みがあり、その契約書の案を添付頂いております。水路用地について、許可後、占用申請をされるとのことです。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第2議案第90号農地法第5条の規定による許可申請の番号2について、事務局の提案をお願いします。
担当委員	<議案朗読> 管轄している在自区の区長並びに役員の方々6名と一緒に立会い説明して頂き、水利承諾を貰われております。
事務局	現地確認の際に委員が説明されましたが、上下水は南側の市道の公共のものへ繋ぎ込み、雨水は、道路に側溝を作り南側の道路側溝へ排水されます。土地代、造成費を上回る預金残高証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 次に、日程第2議案第90号農地法第5条の規定による許可申請の番号3について、

事務局	事務局の提案をお願いします。
担当委員	〈議案朗読〉 中古車販売をされます。すり鉢状に地上げをされ、中央に雨水を集め、西側の道路側溝へ排水されます。上下水は西側の市道の公共のものへ繋ぎ込まれます。隣接地権者 2 名とも面談し、了承を得ております。
事務局	土地代、整地費、住居建築費を上回る融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 続きまして、日程第 3 議案第 91 号農地移動適正化あっせん譲受等候補者名簿登録申請について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	あっせん譲受候補者の登録です。 続きまして、日程第 4 議案第 92 号農地移動適正化あっせん事業売渡申出について、事務局の説明をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	あっせん売渡申出です。 続きまして、日程第 5 議案第 93 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出報告について、事務局の説明をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	5 条の届出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 6 議案第 94 号転用許可不要の届出報告について、事務局の説明をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	許可不要の届出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 7 議案第 95 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局から説明をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議長	合意解約の報告です。ご確認をお願いします。

事務局 議長 事務局	続きまして、日程第 8 議案第 96 号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から提案をお願いします。 <議案朗読> 農用地利用集積化計画の策定です。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。 以上で議案の審議はすべて終わりました。 (事務連絡等) 以上を持ちまして第 13 回福津市農業委員会総会を閉会します。 上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。 福津市農業委員会 会長
------------------------------	--